

令和7年3月

上下水道局職員の収賄容疑事案に関する調査・検証結果 (最終報告) 【概要版(※)】

※主に中間報告後の調査・検証等の内容を抜粋

- 1 事案1 関連
- 2 事案3 関連
- 3 緊急清掃委託
- 4 関係職員の処分等
- 5 再発防止策

<事案1の概要（中間報告内容の再掲）>

① 事案概要

- ・上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センターの職員（以下「職員A」という。）が、本市が発注した緊急工事に関し、特定の業者（以下「業者①」という。）が下請受注できるよう便宜を図った見返りに、令和3年12月18日頃、当該業者の代表取締役（当時。以下「業者①役員」という。）から現金10万円の賄賂を受け取った容疑（現在公判中）。
- ・職員Aは、令和6年7月4日に逮捕、7月25日に起訴された。第1回公判において、職員A及び業者①役員は起訴内容を否認しており、職員Aの勾留は継続している。また、職員Aとの接見が禁止されているため、本市による事情聴取を実施できていない。

② 事実確認（収賄、下請推奨）

- ・収賄については、公判において贈賄側・収賄側双方が起訴内容を否認しており、事実を確認できていない。関係職員に対する事情聴取においても、明確な事実として収賄を見聞きした者はいない。
- ・下請推奨については、職員A及び当該所属の別の職員（以下「職員D」という。）が、緊急工事の元請業者に対して、直接的又は婉曲的な表現で業者①を下請業者として推奨する言動をとっていた旨、複数の関係職員及び関係業者が述べており（※）、下請推奨があったことは事実であると推認される。

※業者①を下請として入れるように強要されたというのではなく、業者①を紹介された又は勧められたという趣旨の申述

<当該所属における緊急工事の調査結果（中間報告内容の再掲）>

- ・ 1つの契約の中に先行発注依頼に含まれていない複数の工事（別々の場所で施工）が含まれており【1】、それによって、契約金額が先行発注依頼時の予定金額を大幅に上回っていた【2】ものや、工期が予定工期よりも大幅に長くなっていた【3】ものがあつたほか、令和3年度の契約では、先行発注依頼前に施工された工事【4】を含んでいるものもあつた。
- ・ 令和4年度の契約に係る工事の多くは、実際には令和3年度に実施済みの工事であり、令和3年度に未精算のものを令和4年度に実施したものとして契約・検査し、令和4年度予算で執行していたことを確認した。

<契約の一例（令和3年度の契約）>

契約関係書類による確認				【4】先行発注前 （前年度）	他の書類による確認
先行発注		契約内容		施工場所	施工期間
依頼日	R3. 4. 1	【1】複数工事		A町 B町 C町 D町	R3. 1. 27～R3. 3. 30
予定金額	20,000千円	契約額	98,384千円		R3. 4. 5～R3. 4. 10
予定工期	R3. 4. 1	契約工期	R3. 4. 1		R4. 3. 1～R4. 3. 3
	～R3. 7. 30		～R4. 6. 30		R3. 5. 24～R3. 9. 10
					R3. 4. 22～R3. 4. 23
					R3. 4. 17～R3. 4. 30

<緊急工事の問題点（中間報告内容の再掲）>

① 当該職員の問題点

- ・ 緊急工事の発注に関して、実質的な発注権限を握り、予算を全く意に介することなく緊急工事の発注を主張し続け、不適切な運用に決定的な影響を与えた ことに関して、職員Aは責任を免れない。

② 組織としての問題点

ア 緊急工事制度の不適切な運用

- ・ 事案1 に関しては、職員Aの不適切な言動の影響を大きく受けたものであるが、少なくとも令和2年度から3年度にかけて、一般競争入札による契約の可能性について検討することなく、当初の先行発注に含まれていない工事を、先行発注した業者と同一の業者に対して、専決権者による確認を経ずに次々と発注しており、これらは、契約の公正性、競争性及び透明性を著しく損なう不適切な事務処理と言わざるを得ない。

イ 緊急工事における実態とは異なる契約行為

- ・ アの結果、令和3年度に発注した緊急工事のうち未精算のものを令和4年度に実施したものとして契約し、令和4年度予算で執行した行為は、公営企業における会計原則を逸脱した事務処理と言わざるを得ない。

① 職員Aとの接見

- ・ 中間報告後、職員Aとの接見に係る申請が認められたため、令和7年2月上旬に3回にわたり、収賄の事実確認等について事情聴取を実施した。
- ・ 主な申述は以下のとおり。

- 業者①役員から現金10万円を受け取ったような事実はない。
- 下請推奨をしたのは事実であり、技術係に対して業者①を使うよう推薦していたが、強要のような形ではない。業者①を推奨した理由は、仕事のやり方が気に入っていたからである。
- 緊急工事の予算については全く意識していなかった。
- 係長に対して唸るなどの威圧的な態度を取ったことがあるのは事実である。
- 緊急清掃委託に関して、過大な発注をした事実はない。草木の伐採など、発注単価にない作業を依頼する場合に、その対価として単価を引き上げることはしていた。
- ⇒当該申述も踏まえつつ、緊急清掃委託に関しては再調査を実施（調査結果は後述）

② 公判の状況

- ・ 贈賄容疑側（業者①役員）・収賄容疑側（職員A）ともに次回公判期日は未定

<中間報告内容の再掲>

① 事案概要

- ・上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センターの職員（以下「元職員C」という。）が、本市が発注した緊急工事の発注先業者（以下「業者②」という。）の契約担当者の一人（以下「業者②担当者」という。）と複数回にわたって飲食を共にし、また、自宅の洗面台の取替工事（10万円相当）を依頼し、当該工事の施工（令和4年11月5日）を無償で受けたもの（※）。

※工事完了から約2年が経過し、捜査機関から事情聴取を受けた後、業者②に代金を支払った。

- ・また、業者②担当者の求めに応じる形で、工事完成後に行う見積合わせに先立ち、設計情報（予定価格）を提供したことがあったもの。

② 事案を受けた対応

- ・利害関係者である業者②担当者から無償で役務の提供を受けたこと（倫理保持義務違反）をもって、令和7年1月15日に職員Cを懲戒免職処分とした。
- ・また、当該行為は収賄罪の構成要件（業者②担当者については贈賄罪）に該当すると思料されるため、本市として、職員C及び業者②担当者に対する法的措置について検討を進める。



令和7年2月12日、元職員C及び業者②担当者を被告発人とする告発状を京都府警に提出した。

① 過去5年間の推移

- ・緊急清掃委託について、令和3年度のみなみ下水道管路管理センター管理系の発注額（発注担当者は職員A、発注先は「業者⑥」）が他の年度と比較して突出していたことを受けて、履行状況を詳細に調査した。

② 調査結果

- ・調査の結果、業者⑥から提出された書類を確認したところ、発注量と写真で確認できる範囲での作業前の堆積量との間に差が見られるもの（過大な発注が疑われるもの）が複数あった。その後、職員Aとの接見が可能となったため、職員A、職員Aの当時の上司と委託業者（業者⑥）から改めて事情を聞いた。
- ・詳細な事情聴取を行った結果、清掃作業に付随して、委託業務の範囲には含まれない作業を業者に依頼し、その対価として通常よりも高い単価で委託料を支払っていたものと推認され、職員Aが不正な意図を持って過大発注したものとは認められなかった。
- ・また、令和3年度の発注額が他の年度と比較して突出していたのは、業者⑥の技術力を高く評価していた職員Aが、兼ねてから清掃の必要性が高かった地区の清掃を実施したことや、技術力の高さゆえに、委託業務の範囲には含まれない作業を業者に依頼していたこと等によるものと考えられる。

③ 問題点及び再発防止策

- ・②に述べた内容は、公契約の公正性・適正性を損ないかねないことから、是正が必要である。
- ・そのため、再発防止策として、単価が設定されていない小規模な作業を依頼する必要が生じた際には、原則として、別途、個別の契約として発注する運用とするなど、緊急清掃委託における契約事務を見直す。

4 関係職員の処分等①【報告書 P51】

7

① 職員の懲戒処分等概要

注：職名等は事案当時のもの

調査・検証により発覚した不適切な事務処理等の非違行為について、当該事案に当事者として関与した職員及び管理監督責任があった職員（計10名）に対して、令和7年3月17日に懲戒処分等を行った。
（懲戒処分：6名、けん責処分：4名）

【当該職員等】

- ・ 職員Aに対して、緊急工事制度の不適切な運用において主導的な役割を果たしたこと等をもって、停職15日の懲戒処分

（補足）職員Aは、収賄容疑を否認しており、その判決も確定していないため、当該収賄容疑については処分対象事実として取り扱っていない。また、職員Aは暫定再任用職員であり、その任期は令和7年3月31日までであるところ、本件停職処分の期間は令和7年3月17日から同月31日までの15日間であるため、停職期間の終了とともに、任期満了により退職となるものである。

- ・ 職員Dに対して、緊急工事制度の不適切な運用に加担していたこと等をもって、戒告の懲戒処分

【関係職員（所属長等）】

- ・ 令和2～3年度の当該所属の所属長、緊急性を判断する管理系の係長及び緊急工事を発注する技術系の係長（計3名）に対して、緊急工事制度の不適切な運用に関与したこと等をもって、減給10分の5・1日の懲戒処分
- ・ 令和4年度の当該所属の所属長及び技術系の係長（計2名）に対して、緊急工事における実態とは異なる契約行為を行ったことをもって、管理者名によるけん責処分

【関係職員（管理監督責任者）】

- ・ 令和2～4年度において、上下水道局の服務監察及び業務監察を総括する立場にあった統括監察員（総務部長）に対して、管理監督責任を問うものとして、戒告の懲戒処分
- ・ 事案当時に上下水道局全体及び下水道部内の服務監察及び業務監察を担当する立場にあった主席監察員及び下水道部管理課長（計2名）に対して、管理監督責任を問うものとして、管理者名によるけん責処分

② 公営企業管理者上下水道局長の給与の自主返納

- ・ 上下水道局において複数の収賄・倫理保持義務違反及び不適切な事務処理等の事案が発生したことについて、事案の重大性等を鑑み、組織の最高責任者としての責任を果たすため、給与を自主的に返納
（返納内容：給与の100分の30、3か月分）

① 不適切な事案を未然防止する仕組みの再構築

<工事契約事務の見直し>

- ・これまで随意契約により実施してきた契約の一部を競争入札による契約に切り替える。
- ・緊急工事に係る契約事務について、①緊急性の判断基準の客観化、②業者選定手続の明文化、③各専決権者（施工・支出・契約）の承認がなければ発注ができない仕組みの導入、④契約手続の適正化（工事着手時に概算契約し、工事完成後に変更契約することで遡っての契約締結を避けるなど。）等の見直しを行う。

<組織・人事管理の見直し>

- ・事案が生じた下水道管路管理センターについて、管理担当（維持管理部門）と技術担当（工事発注部門）を切り分けた組織再編等を検討し、業務の分担・権限を適正化する。
- ・コンプライアンス推進を専任で担当する課長級職員の設置など、監察体制を強化する。
- ・人事異動に関する取扱いを見直し、事業運営への影響を抑えるため、円滑な技術・経験の継承を図りながら、長期在籍の解消を図る。

② 不適切な事案を把握・是正するための機能強化

- ・監察部門が各部長級職員、各部室の統括部門と密に連携し、所属長から定期的に聞き取りを行い、各所属における課題を漏れなく把握し、その内容を局として認識して対応を検討する運用を徹底する。
- ・契約事務に関して、契約会計課と監察部門が連携し、各事案で問題となった内容を十分に踏まえた新たな監察項目を整理し、随時又は抜打ちによる業務監察を実施する。

③ 不正を許さず、いきいきと働く組織風土の醸成

<公務員倫理の再徹底等>

- ・京都市職員の倫理の保持に関する条例の遵守に係る取組の一環として、中間報告及び本最終報告について、上下水道局の全職員に周知し、各職員による同条例の目的に沿った主体的な行動を促し、上下水道局が一丸となって、再発防止はもとより、失墜した市民からの信頼の回復を目指す。
- ・契約に係る研修・情報発信を充実させるとともに、業者対応マニュアルや禁止行為一覧を作成し、全職員に周知するほか、関係業者に対しても周知し、理解を求める。



中間報告に併せて局内部課長会を開催し、所属長に中間報告の内容を周知したうえで、所属長から所属職員に対して、中間報告を一人ひとりに説明するとともに、倫理保持に関する個別ヒアリングを実施した。なお、当該ヒアリングの結果、新たな不適切事案は確認できなかった。

<企業力向上プランの見直し>

- ・本事案を契機として、上下水道局の職員力・組織力をより一層高め、この難局を乗り越えるべく、市長部局における計画等との整合を図りつつ、「企業力向上プラン」を見直し、職員一人ひとりが心身ともに安心していきいきと働ける仕組みの構築、職場環境の整備を推進する。



現在、策定作業中。令和7年度から、新たな「企業力向上プラン」に基づく取組を直実に推進